

公立高等学校の授業料について



1. 授業料の負担が必要！？

和歌山県の公立高校では、授業料が必要です。

(全日制高校の場合、1人につき年額118,800円)

しゅうがくしえんきん

ただし「**高等学校等就学支援金制度**」を利用することで
授業料の負担がなくなります。

2. 高等学校等就学支援金制度とは

全国の約8割の生徒が利用している、国の授業料支援の仕組みです。
保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額（保護者等の合計）が30万4,200円未満の方が対象です。

※文部科学省の設定したモデル世帯（両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人、中学生一人の子供がいる世帯）で年収約910万円未満が目安です。

【算定式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 < 30万4,200円

返済は不要ですが、申請が必要です。

3. 申請手続き

**申請が
必要です！**

入学する高校から申請の案内があります!!

- 4月上旬にログインIDとパスワードが通知される
- **オンライン申請** で保護者等の氏名や生年月日、課税地、マイナンバーを入力
- 都道府県（県教育委員会）がマイナンバーで税額等を確認し受給資格を認定
- 6月に審査結果が通知される

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に限り利用します。

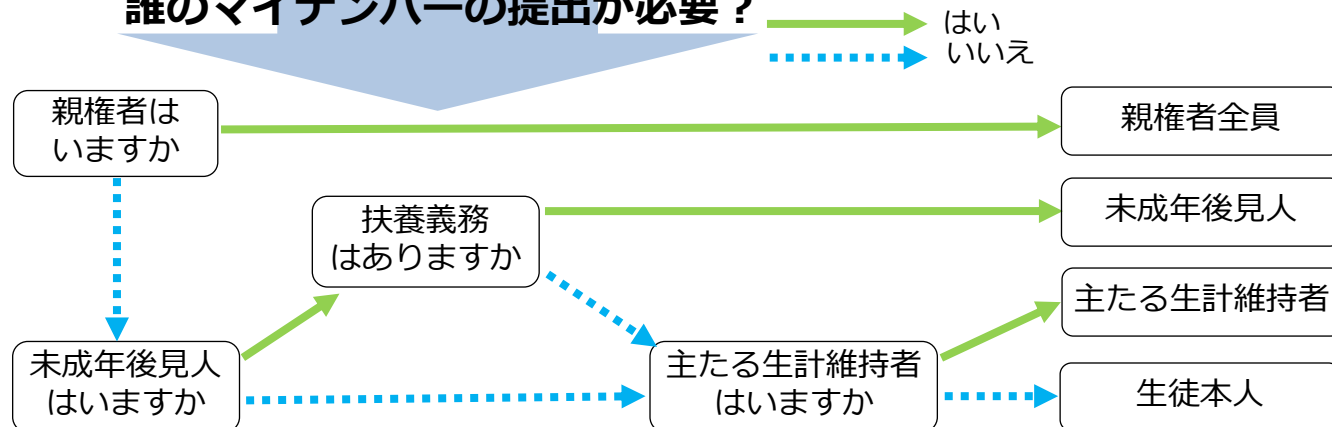
※申請にマイナンバーを利用しない場合は、課税証明書等の提出が必要です。

※上記申請方法は一例です。高校によって異なる部分がありますので、詳細は入学する高校からの案内をご確認ください。

就学支援金を・・・

- 認定された方…認定を受けた期間の授業料は不要です。
- 不認定となった方…授業料の納付が必要です。
- 申請しなかった方…授業料の納付が必要です。

誰のマイナンバーの提出が必要？



※下記の例の場合など、収入状況の提出が困難と認められる場合は、左図と異なることがあります。
提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず高校等にご相談ください。

【収入状況の提出が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

裏面もご覧ください